

建築物の高さの制限について(隣地斜線勾配)

- 新築・増改築の際には、
20mを超える高さの部分に隣地境界線からの水平距離に、1.25を乗じた数値以下にする必要があります。
- 既存の建物については、増改築等を行わなければ高さの制限はありません。

